



Santen

参天製薬株式会社

第97期 定時株主総会招集ご通知添付書類

第97期 報告書

平成20年4月1日～平成21年3月31日

報 告 書 目 次

株主の皆さまへ	02
第97期 定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	04
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
連結注記表	32
貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
個別注記表	40
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	46
会計監査人の監査報告書 謄本	47
監査役会の監査報告書 謄本	48
株主メモ	50

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに、第97期報告書をお届けするにあたり、ごあいさつ申し上げます。

当社は、2006年7月に「世界の参天」に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成功を基本方針とした5カ年の中期経営計画（2006－2010年度）を発表しております。

計画3年目となる当期は、売上高では国内医療用医薬品事業において薬価改定の影響がありましたが、緑内障治療剤や角膜疾患治療剤の伸長、スギ花粉症の流行などにより、前期と比べほぼ横ばいで推移しました。一方、海外医療用眼科薬は堅調に推移したものの、為替の影響などがあり、全体では前期と比べ1.7%減の1,016億1千8百万円となりました。利益面では、将来の成長のためにマキュサイト社とシロリムス製剤（網膜疾患領域、開発コードDE-109）に関する日本およびアジア諸国での眼疾患を対象にした開発および販売実施権の契約締結を行い、これに伴う一時金を計上したことなどにより、研究開発費が前期比42.6%増加した結果、営業利益は前期と比べ23.9%減の154億9千4百万円、経常利益は前期比23.0%減の159億3千5百万円、当期純利益は前期比20.0%減の101億2千3百万円となりました。

配当につきましては、期末配当を1株当たり40円とさせていただき、実施済の中間配当金とあわせた年間配当金は、前期と同額の1株当たり80円となります。

経営陣を代表して、皆さまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



平成21年6月

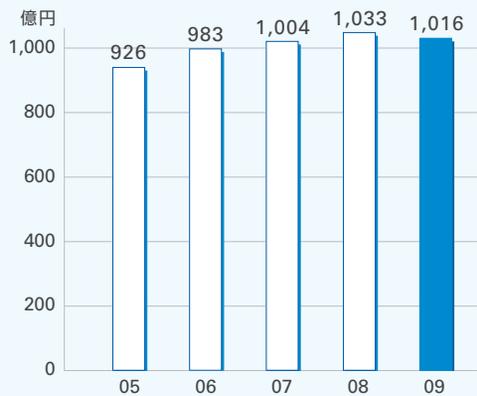
代表取締役会長

森田隆和

代表取締役社長兼CEO

黒川 明

○連結売上高



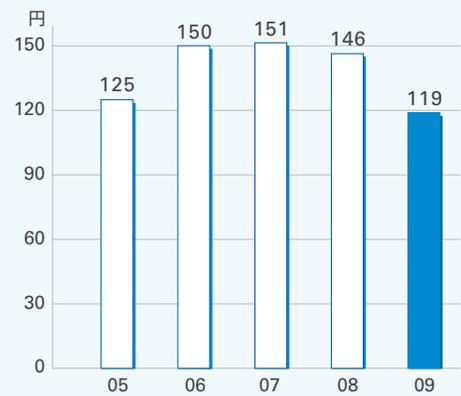
○連結営業利益／連結経常利益



○連結当期純利益



○連結1株当たり当期純利益



事業報告 (平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内医療用眼科薬市場は、平成20年4月に実施された業界平均マイナス5.2%の薬価改定の影響がありました。一方、緑内障治療剤や角膜疾患治療剤の伸長、スギ花粉症の流行などにより、前期と比べ若干拡大しました。一方、海外医療用眼科薬市場は、米国、欧州、アジアとも総じて堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、目の疲れ、コンタクト、ならびにアレルギー用目薬などが伸長し前期と比べ増加しました。

このような状況下、当期の業績は、次のとおりとなりました。

(単位 百万円)

	前 期	当 期	前期比増減
売 上 高	103,394	101,618	△ 1.7%
営 業 利 益	20,370	15,494	△23.9%
経 常 利 益	20,702	15,935	△23.0%
当 期 純 利 益	12,650	10,123	△20.0%

売上の状況

販売部門別の売上高は、次のとおりとなりました。

(単位 百万円)

	国 内		海 外		合 計	
	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減
医 療 用 医 薬 品	82,270	0.2%	12,268	△ 7.3%	94,538	△ 0.8%
うち眼科薬	72,357	0.1%	12,131	△ 7.4%	84,488	△ 1.1%
うち抗リウマチ薬	9,634	1.2%	106	△ 0.3%	9,741	1.2%
うちその他医薬品	278	11.7%	30	49.0%	308	14.5%
一 般 用 医 薬 品	5,218	△ 3.9%	6	△67.8%	5,225	△ 4.1%
医 療 機 器	622	55.2%	—	—	622	50.1%
そ の 他	508	△21.3%	723	△53.6%	1,232	△44.1%
合 計	88,620	0.1%	12,998	△12.3%	101,618	△ 1.7%

〔医療用医薬品〕

当期の医療用医薬品の売上高は、前期と比べ0.8%減少し945億3千8百万円となりました。

〔眼科薬〕〈国内〉

医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開したものの、3%半ばの薬価改定の影響もあり、国内医療用眼科薬の売上高は、前期と比べ0.1%増加し723億5千7百万円となりました。

平成20年12月には緑内障・高眼圧症の治療ニーズに合致した「タプロス点眼液」を上市し、順調に市場浸透した結果、売上高は、10億5千8百万円となりました。一方、「タプロス点眼液」上市前における緑内障治療剤領域では、引き続き「レスキュラ点眼液」などの市場浸透に注力しましたが、競合の影響などにより「デタントール点眼液」、「チモプトールXE点眼液」ならびに「チモプトール点眼液」と合わせた四剤の売上高は、前期と比べ6.1%減少し133億6千万円にとどまりました。

角膜疾患治療剤領域では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」が、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める製品特性と、患者さんや医療現場におけるドライアイの疾患啓発活動などにより順調な伸びを示し、前期と比べ3.8%増加し185億4千1百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域では、市場の縮小と競合品の影響などにより、「クラビット点眼液」、「タリビッド点眼液」両剤合わせた売上高は、前期と比べ5.5%減少し138億3千8百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域では、スギ花粉症の流行による市場拡大の中、引き続き医薬情報提供活動に注力しましたが、競合の影響もあり「リボスチン点眼液」の売上高は、前期と比べ0.9%減少し43億2百万円となりました。



〈海外〉

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前期と比べ7.4%減少し121億3千1百万円となりました。欧州では、医薬情報提供などの普及促進活動に注力しましたが、主に為替の影響により売上高は減少しました。

アジアにおいても、中国、韓国で為替の影響などにより売上高が減少しました。

〔抗リウマチ薬〕

「リマチル錠」、「アザルフィジンE N錠」ならびに「メトレート錠2mg」は、関節リウマチ治療ガイドラインで強く推奨される製剤に位置付けられていますが、薬価改定と競合の影響などにより、抗リウマチ薬の売上高は、前期と比べ横ばいの97億4千1百万円となりました。

〔一般用医薬品〕

目の疲れ・かすみ・爽快用の目薬を中心に引き続き販売促進に注力しました。平成20年10月にかすみ用目薬「サンテ40i」、平成21年3月に爽快用目薬「サンテFX Vプラス」を発売しましたが、競争環境が厳しく、一般用医薬品部門の売上高は、前期と比べ4.1%減少し52億2千5百万円となりました。



〔医療機器〕

高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズの新製品「エタニティー」の普及促進活動に注力した結果、医療機器部門の売上高は、前期と比べ50.1%増加し6億2千2百万円となりました。

〔その他〕

米国向け耳科用合成抗菌剤の受託製造の終了などにより、売上高は、前期と比べ44.1%減少し12億3千2百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上高の減少に伴い前期と比べ1.6%減少し359億4千7百万円となりました。売上原価率は、前期と比べほぼ横ばいの35.4%となりました。

販売費及び一般管理費については、将来の売上への貢献も考慮し、国内での「タプロス点眼液」上市に伴うプロモーションやドライアイ疾患啓発活動、競合製品に対するディフェンス策、アジア、欧州での普及促進活動を計画どおり実施したことにより、前期と比べ7.9%増加し501億7千7百万円となりました。

また、平成20年5月にマキュサイト社とシロリムス製剤（網膜疾患領域、開発コードDE-109）に関する日本およびアジア諸国での眼疾患を対象にした開発および販売実施権の契約締結を行い、それに伴う一時金として50百万ドルを計上したことなどにより、研究開発費は、前期と比べ42.6%増加し184億5千7百万円となりました。

営業利益

営業利益は、前期と比べ23.9%減少し154億9千4百万円となりました。売上高営業利益率は、前期の19.7%から15.2%へ低下しました。

営業外収益／費用

営業外収益は、為替差益の発生により、前期と比べ5.4%増加し14億3千万円となりました。

営業外費用は、持分法による投資損失の計上がありました。前期と比べ3.5%減少し9億8千9百万円となりました。

経常利益

経常利益は、前期と比べ23.0%減少し159億3千5百万円となりました。売上高経常利益率は、前期の20.0%から15.7%へ低下しました。

特別利益／特別損失

特別利益は、1千8百万円となりました。

特別損失は、1億2千9百万円となりました。

法人税等

法人税等は、57億円となりました。

税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率は、前期の38.2%から36.0%になりました。

当期純利益

当期純利益は、前期と比べ20.0%減少し101億2千3百万円となりました。売上高当期純利益率は、前期の12.2%から10.0%となりました。1株当たり当期純利益（EPS）は、前期の146円15銭から119円08銭に、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前期の145円94銭から118円97銭になりました。

その他の活動状況

〔研究開発〕

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発活動を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジン誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）については、平成20年12月より日本で販売開始しました。欧州では、平成20年6月のドイツに始まり、現在、5カ国で自社販売しています。アジアにおいては、韓国で販売承認を申請中であり、中国では、第Ⅲ相試験を実施中です。緑内障および高眼圧症を適応症とするROCK阻害剤のDE-104（一般名：未定）については、米国および日本での前期第Ⅱ相試験の結果を踏まえ、より強い眼圧下降効果を目指して用量を増加した臨床試験（第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験）を米国にて追加実施中です。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、主にドライアイに伴う角結膜上皮障害治療剤のうち、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）については、平成20年5月に日本での製造販売承認を申請し、現在、承認審査期間中です。また、DE-101（一般名：リボグリタゾン）については、米国での前期第Ⅱ相試験結果を踏まえ、用量設定試験へ向けて日本で前期第Ⅱ相試験を実施中です。遷延性角膜上皮欠損を適応症とするDE-105（一般名：未定）については、米国において第Ⅰ相試験を終了し、前期第Ⅱ相試験を準備中です。

網膜領域において、糖尿病黄斑浮腫を適応症とするDE-102（一般名：未定）については、患者さんを対象とした忍容性および有効性確認試験（第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験）を日本で実施中です。平成20年5月にマキュサイト社から日本を含むアジアでの眼科疾患を対象とした開発および販売実施権を取得したDE-109（一般名：シロリムス）については、滲出型加齢黄斑変性と糖尿病黄斑浮腫の患者さんを対象とした忍容性および有効性確認試験（第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験）を日本で開始しました。

外眼部感染症を適応症とするDE-108（一般名：レボフロキサシン（1.5%））については、日本において第Ⅲ相試験を実施中です。

また、当社がArgenes社に国内開発権を許諾している、関節リウマチを適応症とするDE-098（一般名：未定）については、患者さんを対象とした忍容性および有効性確認試験（臨床第Ⅰ相／第Ⅱ相試験）を欧州と日本で実施中です。

なお、緑内障・高眼圧症領域のアンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬DE-092（一般名：オルメサルタン）およびアレルギー性結膜炎を適応症として開発していたホスホジエステラーゼ4阻害薬DE-103（一般名：未定）は、欧州での第Ⅱ相パイロット試験（DE-092）、日本での前期第Ⅱ相試験（DE-103）の結果、ともに新薬としての治療上での期待位置付けに基づき設定した所期のクライテリアを満たすことが困難であると判明したため、開発を中止しました。

(2) 設備投資および資金調達等についての状況

設備投資については、製造設備ならびに研究開発用機器の更新などを行いました。研究開発設備では、非臨床機能の集約と今後の研究員増加に対応し、新薬創出機会をさらに高めるため、奈良研究開発センター（奈良県生駒市）の製剤開発棟および新付属实験棟の増設を行い、平成20年11月に完了しました。

当期の設備投資額は、リース契約分とあわせ、27億4千4百万円となりました。

これらの設備投資資金は、自己資金により充当しました。

(3) 対処すべき課題

参天製薬グループは、平成18年度を起点とした10年後の平成27年度に、「世界の参天」を実現することを長期構想とし、平成18年度から平成22年度までをその第一ステップと位置付け、「成長のための準備および特定地域での成長」を目指します。

【「2006-2010年度中期経営計画」における基本方針】

「世界の参天」に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成長

【基本方針実現のための4つの中期方針】

- (1) グローバル戦略新薬候補を充実させる
- (2) 日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力する
- (3) 生産基盤を強化させる
- (4) グローバルレベルで人材・組織を強化する

(4) 財産および損益の状況

(企業集団の業績および財産の状況の推移)

区 分	第94期 (平成17.4.1~平成18.3.31)	第95期 (平成18.4.1~平成19.3.31)	第96期 (平成19.4.1~平成20.3.31)	第97期 (当連結会計年度) (平成20.4.1~平成21.3.31)
売上高(百万円)	98,397	100,485	103,394	101,618
経常利益(百万円)	21,507	20,843	20,702	15,935
当期純利益(百万円)	13,022	13,147	12,650	10,123
1株当たり当期純利益	150円26銭	151円58銭	146円15銭	119円08銭
総資産(百万円)	150,458	159,098	156,547	151,012
純資産(百万円)	118,637	128,645	127,118	125,368

(当社の業績および財産の状況の推移)

区 分	第94期 (平成17.4.1~平成18.3.31)	第95期 (平成18.4.1~平成19.3.31)	第96期 (平成19.4.1~平成20.3.31)	第97期 (当事業年度) (平成20.4.1~平成21.3.31)
売上高(百万円)	90,840	91,770	94,029	93,803
経常利益(百万円)	21,376	20,926	21,306	16,844
当期純利益(百万円)	13,118	13,381	9,540	12,056
1株当たり当期純利益	151円37銭	154円28銭	110円21銭	141円82銭
総資産(百万円)	153,300	161,134	155,313	154,154
純資産(百万円)	123,495	132,619	128,037	130,905

(5) 主要な事業内容

参天製薬グループは、医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造、販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用医薬品	眼 科 薬 クラビット点眼液、タリビッド点眼液、チモプトール点眼液、チモプトールXE点眼液、レスキュラ点眼液、リボスチン点眼液、ヒアレイン点眼液、フルメトロン点眼液、カリーユニ点眼液、オベガンハイ眼粘弾剤
	抗リウマチ薬 リマチル錠、アザルフィジンEN錠
一般用医薬品	眼 科 薬 サンテFXネオ、サンテ40、サンテ40i、サンテドゥプラスEアルファ、サンテメディカル10、サンテALクールII、サンテビオ、サンテ抗菌新目薬
医 療 機 器	眼内レンズ
そ の 他	医療用医薬品受託製造

(6) 主要拠点など

①当社

本 社	大阪市東淀川区
営 業 拠 点	北海道・東北エリアオフィス(仙台市青葉区)、東京・神奈川エリアオフィス(東京都中央区)、関東エリアオフィス(さいたま市大宮区)、中部エリアオフィス(名古屋市中区)、関西エリアオフィス(大阪市淀川区)、中四国エリアオフィス(広島市中区)、九州エリアオフィス(福岡市博多区)、その他85オフィス
工 場	大阪工場(大阪市東淀川区)、能登工場(石川県羽咋郡宝達志水町)、滋賀工場(滋賀県犬上郡多賀町)
研 究 所	奈良研究開発センター(奈良県生駒市)

②子会社等

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク（アメリカ・カリフォルニア州・ナバ）

サンテン・インク（アメリカ・カリフォルニア州・ナバ）

サンテン・オイ（フィンランド・タンペレ市）

参天製薬（中国）有限公司（中国・江蘇省・蘇州市）

(7) 従業員の状況

①参天製薬グループの従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数（名）
販 売	1,007
医療用医薬品部門	897
一般用医薬品部門	54
医療機器部門	56
生 産	828
研 究 開 発	541
全 社 又 は 共 通	314
合 計	2,690

(注) 1.従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

2.全社または共通は、全社企画部門および業務サポート部門の従業員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,908名	+61名	38歳8ヶ月	13年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

(8) 重要な子会社の状況

会社名 ()は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 ()は間接所有を示す	主要な事業内容
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ)	24,784千アメリカドル	100.0%	北米における間接所有子会社の統括管理
サンテン・インク (アメリカ)	8,765千アメリカドル	(100.0%)	医薬品の臨床研究・医薬学術情報に係る調査分析
サンテン・オイ (フィンランド)	20,000千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・製造・販売
参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)	2,500百万円	100.0%	医薬品の開発・製造・販売

(9) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高 (百万円)
参天製薬株式会社	株式会社日本政策投資銀行 (注)	110
参天製薬 (中国) 有限公司	三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司	545

(注) 株式会社日本政策投資銀行は、平成20年10月に株式会社化しています。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

- ・ 技術提携 (導入)

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	第一三共株式会社 (日本)	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一三共株式会社 (日本)	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社 (日本)	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売

・技術提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
アドバンスド・ビジョン・サイエンス・インク（連結子会社）	ボシュロム・インク（アメリカ）	眼内レンズ「エタニティー」の日本以外の地域の製造・販売権

（注）平成21年4月1日以後、本事業報告作成日時時点までに新たに行った技術提携（導出）は、以下のとおりです。

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	メルク社（アメリカ）	緑内障・高眼圧症治療薬タフルプロストの西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権

・販売提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	万有製薬株式会社（日本）	チモロールマレイン酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	ファイザー株式会社（日本）	サラゾスルファピリジンを含有する抗リウマチ薬の国内独占販売
	ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバステチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	株式会社アールテック・ウエノ（日本）	イソプロピル ウノプロストンを含有する眼科薬の国内独占販売

・販売提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
サンテン・オイ（連結子会社）	ジョンソン・エンド・ジョンソン ピジョンケア・インク（アメリカ）	合成抗菌点眼剤「クイクシン」・「アイクイクス」、緑内障治療剤「ベチモール」、抗アレルギー点眼剤「アラマスト」の米国における販売委託

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 220,000,000株

(2) 発行済株式の総数 86,916,203株（自己株式1,893,769株を含む。）

（注）当社取締役および使用人に付与した旧商法第280条ノ19による新株引当権の行使により29,600株、当社取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役に付与した旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21による新株予約権の行使により19,900株、合わせて49,500株増加しました。

(3) 株主数 11,180名（前期末比 1,933名減）

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,388	14.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,308	7.4
三田産業株式会社	4,756	5.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,241	5.0
日本生命保険相互会社	3,017	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	2,668	3.1
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,057	2.4
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト, ロンドン レンディング アカウト	1,905	2.2
第一三共株式会社	1,642	1.9
小野薬品工業株式会社	1,630	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式1,893千株を保有していますが、上記の大株主から除いています。

2. 出資比率は、自己株式(1,893,769株)を控除して計算しています。

3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 12,388千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 6,308千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 2,057千株

4. 上記の所有株式数は、株主名簿に基づき記載しています。次の法人から株式を所有している旨の大量保有報告書(変更報告書)を受けていますが、平成21年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

出資比率は、自己株式(1,893,769株)を控除して計算しています。

氏名または名称	持株数(千株)	出資比率(%)
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	6,340	7.5
野村アセットマネジメント株式会社他共同保有者2社	4,870	5.7

なお、上記の法人以外にシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドが、平成20年12月11日、株券等保有割合が5%を下回った旨の変更報告書を関東財務局に提出しています。同日以降、同社は、株券等保有割合が1%以上減少しても、変更報告書を提出する義務はなく、また、当社においても、平成21年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

3.新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

第1回新株予約権

発行決議の日	平成14年6月26日
発行日	平成14年7月5日
新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、42,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	132,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から平成24年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	252個（2名）
取締役（社外取締役を除く）	252個（2名）
社外取締役	—

第2回新株予約権

発行決議の日	平成15年6月26日
発行日	平成15年7月4日
新株予約権の数	760個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、76,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	117,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から平成25年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	381個（2名）
取締役（社外取締役を除く）	381個（2名）
社外取締役	—

第3回新株予約権

発行決議の日	平成16年6月25日
発行日	平成16年7月5日
新株予約権の数	426個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、42,600株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	174,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	343個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	343個（4名）
社外取締役	—

第4回新株予約権

発行決議の日	平成17年6月24日
発行日	平成17年7月4日
新株予約権の数	635個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、63,500株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	248,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から平成27年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	635個（6名）
取締役（社外取締役を除く）	571個（4名）
社外取締役	64個（2名）

第5回新株予約権

発行決議の日	平成18年6月27日
発行日	平成18年7月4日
新株予約権の数	590個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、59,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	271,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から平成28年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	590個（6名）
取締役（社外取締役を除く）	540個（4名）
社外取締役	50個（2名）

第6回新株予約権

発行決議の日	平成19年6月26日
発行日	平成19年7月3日
新株予約権の数	537個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、53,700株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	305,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日から平成29年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	537個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	537個（4名）
社外取締役	—

第7回新株予約権

発行決議の日	平成20年6月25日
発行日	平成20年7月2日
新株予約権の数	874個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、87,400株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	273,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日から平成30年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	874個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	874個（4名）
社外取締役	—

(2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等の状況

ストック・オプションとして発行した新株予約権

第7回新株予約権

発行決議の日	平成20年6月25日
発行日	平成20年7月2日
新株予約権の数	743個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、74,300株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	273,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日から平成30年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退職後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
交付された者の人数	
当社の従業員	8名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当または主な職業	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	森田隆和		参天製薬（中国）有限公司董事長
代表取締役社長兼CEO	黒川明		サンデン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長
常務取締役	三田昌宏	経営全般、薬制担当	
取締役	和賀克公	社会・環境担当	
取締役	村松勲	医療ビジネスコンサルタント	株式会社バインクレスト代表取締役
取締役	古谷昇	経営コンサルタント	有限会社ピークル代表取締役
取締役	濱本龍彦	会社役員	
常勤監査役	水本幸儀		
監査役	加護野忠男	大学院教授	
監査役	佐藤康夫	会社役員	株式会社アイ・ビー・アソシエイツ代表取締役
監査役	宮内英樹	会社役員	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。

氏名	異動後	異動前	異動年月
森田隆和	代表取締役会長	代表取締役会長兼CEO	平成20年6月
黒川明	代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼COO	平成20年6月

- 古川公成氏は、平成20年6月25日付をもって、任期満了により取締役を退任しました。
- 濱本龍彦氏は、平成20年6月25日付をもって、取締役に就任しました。
- 監査役加護野忠男氏は、大学院での経営学研究科教授としての長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 監査役佐藤康夫氏は、会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 監査役宮内英樹氏は、財務部門での長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 取締役のうち、村松勲、古谷昇、濱本龍彦の各氏は、社外取締役です。
- 監査役のうち、加護野忠男、佐藤康夫、宮内英樹の各氏は、社外監査役です。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役	平成20年4月から平成21年3月まで 8名	268百万円
監 査 役	平成20年4月から平成21年3月まで 4名	46百万円
計	平成20年4月から平成21年3月まで 12名	314百万円

(注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、平成20年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでいます。

2. 取締役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。

①役員報酬

支給人数 8名(社外取締役含む) 215百万円

②平成20年6月25日開催の定時株主総会決議に基づきストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額

支給人数 4名(社外取締役を除く) 36百万円

③役員退職慰労引当金の当期繰入額

支給人数 4名(社外取締役を除く) 15百万円

3. 監査役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。

①役員報酬

支給人数 4名(社外監査役含む) 44百万円

②役員退職慰労引当金の当期繰入額

支給人数 1名(社外監査役を除く) 1百万円

(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

①方針の決定の方法

当社は、委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、幹部報酬委員会を設置しており、同委員会において、取締役が受ける個人別の報酬を定める方針について検討し、取締役会でこれを定めています。なお、報酬の支給額の総額は、平成18年6月27日開催の定時株主総会決議の限度額内です。

②方針の内容の概要

- イ. 取締役報酬は、基本報酬、業績給、ストック・オプションならびに退職慰労金で構成する。ただし、社外取締役については、業績給、ストック・オプションおよび退職慰労金を支給しない。
- ロ. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定し、業績給は、会社業績と個人業績によって決定する。基本報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。
- ハ. 退職慰労金は社内取締役を支給対象とし、等級別の報酬額をベースに一定係数と年次別報酬ポイントの累計額により算定する。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼務している 法人・団体の名称	兼務している 法人・団体での地位	兼務している法人・ 団体と当社の関係
社 外 取 締 役	村 松 勲	株式会社パインクレスト	代表取締役	—
		ソーせいグループ株式会社	社外取締役	—
	古 谷 昇	有限会社ピークル	代表取締役	—
		コンビ株式会社	社外取締役	—
社 外 監 査 役	加 護 野 忠 男	株式会社ジェイアイエヌ	社外取締役	—
		神戸大学大学院	経営学研究科教授	—
		NTN株式会社	社外監査役	—
	佐 藤 康 夫	住友ゴム工業株式会社	社外監査役	—
		日本エア・リキード株式会社	非常勤相談役	—
宮 内 英 樹	株式会社アイ・ビー・アソシエイツ	代表取締役	—	
		株式会社オートバックスセブン	社外取締役	—

②主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	村 松 勲	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、製菓業界において長年に渡って経営に携わった知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	古 谷 昇	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経営コンサルタントとしての企業経営に関する知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	濱 本 龍 彦	当事業年度6月以降開催の取締役会11回全てに出席し、長年に渡って国内外で経営に携わった知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社 外 監 査 役	加 護 野 忠 男	当事業年度開催の取締役会14回全て、および当事業年度開催の監査役会8回のうち7回に出席し、主に経営学の視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	佐 藤 康 夫	当事業年度開催の取締役会14回、および当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	宮 内 英 樹	当事業年度開催の取締役会14回、および当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。

(注) 上記の当事業年度開催の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数(2回)は含まれていません。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	4名	31百万円
社外監査役	3名	22百万円
合計	7名	53百万円

(注) 人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、平成20年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでいます。

(5) 執行役員の状況（取締役による兼務を除く）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	西畑利明	研究開発本部長
常務執行役員	古門貞利	医薬事業部長
執行役員	岩本憲二	アジア事業部長
執行役員	佐藤正道	企画本部長
執行役員	エイドリアン・グレイブス	サンテン・インク取締役社長
執行役員	ユルキ・リリエロース	サンテン・オイ取締役社長
執行役員	森島健司	生産物流本部長
執行役員	納塚善宏	社会・環境担当

- (注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
2. 当事業年度中に次のとおり担当の変更がありました。

氏名	変更後	変更前	変更年月
佐藤正道	企画本部長	経営企画室管掌 兼 人材戦略担当 兼 薬粧事業部管掌	平成20年10月
納塚善宏	社会・環境担当	計画・統制本部長	平成20年10月

3. 平成21年4月1日付で、次のとおり担当の変更および異動がありました。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	岩本憲二	アジア事業部長 兼 中国事業統括室長
執行役員	佐藤正道	企画本部長 兼 海外関連会社室長
執行役員（新任）	原田哲	管理本部長 兼 コーポレート・コミュニケーショングループマネージャー

5. 会計監査人に関する状況

(1) 名 称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当社および子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	50百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	50百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求します。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 ……………

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

その達成に向けた内部統制基本方針を、次のとおり決議する。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役・従業員からなる全ての構成員の全ての企業活動における行動指針として「参天企業倫理綱領」を定め、担当部署やCSR委員会を設置し、倫理綱領の周知徹底に努める。
- ②市民社会の秩序・安全に脅威を与えるような反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを倫理綱領に定めるとともに、担当部署は関係当局と連携をとって、反社会的勢力による経営活動への関与・被害を防止する。
- ③社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保する。相談・通報に対しては、担当部署が関係部門と連携して解決にあたる。
- ④経営監視機能の強化・充実のため、複数の社外取締役を選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ基本規程、そのほか決裁規程・文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①危機管理基本方針および危機管理行動基準に基づき「危機管理基本マニュアル」を制定し、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処する体制を整備する。
- ②各事業部・本部は、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行い、損失の危険の回避・最小化に努める。
- ③複数部門にわたるなど重大な損失の危険に関しては、「危機評価委員会」においてその管理に関する方針・対応策を協議する。
- ④万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、危機管理基本マニュアルに基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
- ⑤管理本部は全社的な観点から包括的に、また内部監査室はその独立した立場から、社内における損失の危険の管理状況を検証する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会で選任された執行役員に業務の執行を委任し、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
- ②各種会議体の権限・位置づけを明らかにするとともに、決裁に関する規程を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ③業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織権限、分掌に係る規程を設け、それぞれの組織における権限と責任を明確にする。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社管理規程を整備してグループ各社の役割・責任を明確にし、主要なグループ会社の監査機能を強化する。
- ②グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、当社が助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する当社各部門・グループ会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役職務の補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く監査役および監査役会に報告する。
- ②①以外についても、取締役および従業員が、監査役および監査役会に報告すべき事項を明示する。
- ③内部監査室と主要なグループ会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に監査役会に報告し、情報交換を行う。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役をはじめとして、監査役および監査役会が必要と考える取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ②監査役が、代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べる事が出来る。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株主のあり方について、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、当社に対し高値で買取を要求する場合や、従業員や顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊するものなど、株主共同の利益に反するおそれがあることも否めません。これらの行為に対し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、株式の大規模な買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を決議し、平成19年6月26日開催の第95期定時株主総会に提出、承認されました。

(1) 導入の目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が、株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としています。

(2) 本プランの概要

①本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付、もしくはこれに類似する行為、またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

②新株予約権無償割当の利用

買付者等が本プランにおいて定められた下記の要件を充足する場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合で、無償で割当てます。

（但し、本新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）

- ・ 本プランの手続きを守らない場合
- ・ 株式を買占め、当社に対し高値で買取を要求する場合や、当社の経営を一時的に支配して、資産処分により一時的な高配当をさせ株価を吊り上げ売り抜ける行為のような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合
- ・ 当社の従業員、顧客を含む取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する場合

③取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当の実施、不実施、または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立性の高い社外取締役3名から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

④本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プラン導入時は、新株予約権の無償割当は行いませんので影響はありません。また、本プランに従って本新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合においても、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の総額は理論的に変わりません。一方で、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保、または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を完全に充足しています。

②本プランの導入の決定は株主総会における決議をもって行われていること

本プランは、平成19年6月26日の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入されましたが、その有効期間は、同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

③独立性の高い社外取締役の判断の重視および合理的な客観的要件の設定

防衛策の発動にあたっては、独立性の高い当社社外取締役3名から構成される独立委員会による判断が行われ、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従い決議すること、および本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	101,053
現金及び預金	37,117
受取手形及び売掛金	36,011
有価証券	11,396
たな卸資産	12,235
繰延税金資産	1,941
その他	2,352
貸倒引当金	△1
固定資産	49,959
有形固定資産	28,664
建物及び構築物	15,864
機械装置及び運搬具	2,432
土地	8,678
リース資産	39
建設仮勘定	99
その他	1,550
無形固定資産	1,549
ソフトウェア	1,355
その他	193
投資その他の資産	19,744
投資有価証券	11,818
繰延税金資産	6,409
その他	1,516
資産合計	151,012

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,439
支払手形及び買掛金	6,018
短期借入金	545
一年以内返済予定の長期借入金	110
未払金	7,414
未払法人税等	4,163
賞与引当金	2,590
その他の引当金	69
その他	1,528
固定負債	3,203
リース債務	43
繰延税金負債	20
退職給付引当金	2,393
役員退職慰労引当金	505
その他	240
負債合計	25,643
純資産の部	
株主資本	129,808
資本金	6,457
資本剰余金	7,152
利益剰余金	121,133
自己株式	△4,934
評価・換算差額等	△4,628
その他有価証券評価差額金	△246
為替換算調整勘定	△4,381
新株予約権	188
純資産合計	125,368
負債・純資産合計	151,012

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		101,618
売上原価		35,947
売上総利益		65,671
販売費及び一般管理費		50,177
営業利益		15,494
営業外収益		
受取利息及び配当金	548	
為替差益	184	
その他	696	1,430
営業外費用		
支払利息	65	
持分法による投資損失	679	
その他	244	989
経常利益		15,935
特別利益		
国庫補助金	18	18
特別損失		
固定資産処分損	73	
その他	55	129
税金等調整前当期純利益		15,823
法人税、住民税及び事業税	8,269	
法人税等調整額	△2,568	5,700
当期純利益		10,123

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	6,418	7,113	117,786	△4,920	126,398
在外子会社の会計処理の 変更に伴う増減			209		209
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	38	38			77
剰余金の配当			△6,799		△6,799
当期純利益			10,123		10,123
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		0		1	1
持分法の適用範囲の変動			△186		△186
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	38	38	3,137	△13	3,200
平成21年3月31日残高	6,457	7,152	121,133	△4,934	129,808

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	2,273	△1,673	600	119	127,118
在外子会社の会計処理の 変更に伴う増減					209
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					77
剰余金の配当					△6,799
当期純利益					10,123
自己株式の取得					△15
自己株式の処分					1
持分法の適用範囲の変動					△186
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△2,520	△2,707	△5,228	68	△5,159
連結会計年度中の変動額合計	△2,520	△2,707	△5,228	68	△1,959
平成21年3月31日残高	△246	△4,381	△4,628	188	125,368

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 11社

(主要会社名)：サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク、サンテン・インク、サンテン・オイ、参天製薬(中国)有限公司

非連結子会社 1社(株式会社Argenes)

総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社 1社(株式会社Argenes)

持分法非適用の関連会社 1社(伸晷化学株式会社)

当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、サンテン・オイ、サンテンファーマ・エービー、サンテン・ゲーエムベーハー、台湾参天製薬股份有限公司および韓国参天製薬株式会社の決算日は、平成21年2月28日であり、また、参天製薬(中国)有限公司の決算日は、平成20年12月31日となっています。連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っています。ただし、各連結子会社の決算日から連結決算日平成21年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

① 満期保有目的の債券 …… 償却原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(ロ) デリバティブ …… 時価法

(ハ) たな卸資産 …… 主に総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

① 建物(建物附属設備を除く)

i) 平成10年3月31日以前に取得したもの …… 旧定率法

ii) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの …… 旧定額法

iii) 平成19年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

②建物以外

- i) 平成19年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定率法
- ii) 平成19年4月1日以降に取得したもの …………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	31～50年
機械装置及び運搬具	7～8年
その他	4～10年

また、在外連結子会社については、定額法を採用しています。

- (D) 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(H) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

- (C) 長期前払費用 …………… 均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金 …………… 返品損失に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金 …………… (当社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しています。

(在外連結子会社2社および国内連結子会社1社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

役員退職慰労引当金 …………… 当社が役員の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約取引
- ・ヘッジ対象…外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産および負債の評価の方法

全面時価評価法を採用しています。

(重要な会計方針の変更)

1. 当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。
2. 当連結会計年度から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しています。これにより、当連結会計年度の営業利益は240百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ223百万円、当期純利益は581百万円増加しています。
3. 当連結会計年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。

(注記事項)

(連結貸借対照表に関するもの)

1. 有形固定資産減価償却累計額 43,293百万円
(減損損失累計額を含む)
2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関5社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しています。
コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額 16,000百万円
借入実行残高 -百万円
3. 保証債務 445百万円
従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証

(連結株主資本等変動計算書に関するもの)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	86,866,703株	49,500株	—	86,916,203株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権等の行使によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,399	40.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年11月5日 取締役会	普通株式	3,400	40.00	平成20年9月30日	平成20年11月28日
計		6,799			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成21年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	3,400	40.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権等に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成11年7月8日	普通株式	37,000株
平成12年7月10日	普通株式	45,200株
平成13年7月9日	普通株式	34,000株
平成14年7月5日	普通株式	26,200株
平成15年7月4日	普通株式	44,800株
平成16年7月5日	普通株式	61,300株
平成17年7月4日	普通株式	127,500株
平成18年7月4日	普通株式	102,700株
平成19年7月3日	普通株式	99,300株
平成20年7月2日	普通株式	161,700株
合 計		739,700株

(注) 1. 平成11年から平成18年までの新株予約権等は、すべて権利行使可能なものです。

2. 平成19年、平成20年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

(1株当たり情報に関するもの)

1. 1株当たり純資産 1,472円32銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりです。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	125,368百万円
普通株式に係る純資産額	125,180百万円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額	188百万円
普通株式の期末発行済株式総数	86,916千株
普通株式の自己株式数	1,893千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	85,022千株

2. 1株当たり当期純利益 119円08銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

連結損益計算書上の当期純利益	10,123百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	10,123百万円
普通株式の期中平均発行株式数	85,011千株

(重要な後発事象に関するもの)

[米国メルク社とのライセンス契約]

当社は、平成21年4月10日、米国のメルク社と、緑内障・高眼圧症治療薬タフルプロストに関するライセンス契約を締結しました。

当契約の内容は次のとおりです。

- ① 当社は、西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権をメルク社に許諾します。
- ② 当社は、東欧、北欧、ドイツおよび日本を含むアジア諸国の販売権を引き続き所有します。
- ③ 当社は、本契約に基づき、契約一時金、マイルストーンおよび売上金額に応じたロイヤリティを受領します。
- ④ 当社は、ドイツ、ポーランドについては、メルク社から販売促進支援を受けるとともに、メルク社が米国で承認を得た際には、米国での共同販売促進の権利を受けることも可能です。

貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	93,921
現金及び預金	32,593
受取手形	451
売掛金	34,031
有価証券	11,396
商品及び製品	8,743
仕掛品	58
原材料及び貯蔵品	1,267
繰延税金資産	2,071
その他	3,309
貸倒引当金	△0
固定資産	60,232
有形固定資産	23,900
建物	12,550
構築物	278
機械及び装置	1,334
車両運搬具	4
工具・器具及び備品	1,202
土地	8,442
リース資産	2
建設仮勘定	84
無形固定資産	1,361
商標権	111
ソフトウェア	1,174
その他	75
投資その他の資産	34,969
投資有価証券	11,231
関係会社株式及び出資金	17,898
繰延税金資産	5,492
その他	1,396
投資損失引当金	△1,049
資産合計	154,154

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,395
買掛金	5,476
一年以内返済予定の長期借入金	110
未払金	7,560
未払法人税等	4,134
未払消費税等	333
未払費用	261
預り金	231
賞与引当金	2,217
返品調整引当金	69
その他	0
固定負債	2,852
リース債務	2
退職給付引当金	2,345
役員退職慰労引当金	505
その他	0
負債合計	23,248
純資産の部	
株主資本	130,963
資本金	6,457
資本剰余金	7,152
資本準備金	7,151
その他資本剰余金	0
利益剰余金	122,288
利益準備金	1,551
その他利益剰余金	120,737
退職給与積立金	372
特別償却準備金	196
別途積立金	89,109
繰越利益剰余金	31,060
自己株式	△4,934
評価・換算差額等	△246
その他有価証券評価差額金	△246
新株予約権	188
純資産合計	130,905
負債・純資産合計	154,154

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		93,803
売上原価		32,705
売上総利益		61,097
販売費及び一般管理費		45,361
営業利益		15,735
営業外収益		
受取利息及び配当金	514	
為替差益	239	
その他	543	1,298
営業外費用		
支払利息	55	
その他	133	189
経常利益		16,844
特別利益		
関係会社株式投資損失引当金戻入額	1,169	
その他	0	1,169
特別損失		
固定資産処分損	36	
その他	55	92
税引前当期純利益		17,922
法人税、住民税及び事業税	8,250	
法人税等調整額	△2,385	5,865
当期純利益		12,056

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
				退職給与 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日残高	6,418	7,113	0	1,551	372	192	89,109	25,806	△4,920	125,643	
事業年度中の変動額											
新株の発行	38	38								77	
剰余金の配当								△6,799		△6,799	
特別償却準備金の取崩						△62		62		—	
特別償却準備金の積立						66		△66		—	
当期純利益								12,056		12,056	
自己株式の取得									△15	△15	
自己株式の処分			0						1	1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										—	
事業年度中の変動額合計	38	38	0	—	—	3	—	5,253	△13	5,320	
平成21年3月31日残高	6,457	7,151	0	1,551	372	196	89,109	31,060	△4,934	130,963	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高		2,273	119	128,037
事業年度中の変動額				
新株の発行				77
剰余金の配当				△6,799
特別償却準備金の取崩				—
特別償却準備金の積立				—
当期純利益				12,056
自己株式の取得				△15
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△2,520	△2,520	68	△2,452
事業年度中の変動額合計	△2,520	△2,520	68	2,868
平成21年3月31日残高	△246	△246	188	130,905

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針)

貸借対照表および損益計算書の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続きは次のとおりです。

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券……………償却原価法

②子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①建物（建物附属設備を除く）

i) 平成10年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法

ii) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの……………旧定額法

iii) 平成19年4月1日以降に取得したもの……………定額法

②建物以外

i) 平成19年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法

ii) 平成19年4月1日以降に取得したもの……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物……………31～50年

機械及び装置……………8年

その他……………4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

(4) 長期前払費用 …… 均等償却

3. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

投資損失引当金 …… 関係会社への投資に係る損失に備えるため引当てたもので、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案し、関係会社株式について必要額を計上しています。

賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金 …… 返品損失に備えるため引当てたもので、当事業年度末売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理しています。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当事業年度末要支給額の100%を計上しています。

5. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

6. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(重要な会計方針の変更)

1. 当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。
2. 当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。

(表示方法の変更)

前事業年度の貸借対照表において、「半製品・仕掛品」と掲記していたものは、当事業年度から「仕掛品」と掲記し、「半製品」は「商品及び製品」に含めています。なお、当事業年度における「半製品」は、517百万円です。

(注記事項)

(貸借対照表等に関するもの)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,781百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 870百万円 |
| 3. 有形固定資産減価償却累計額
(減損損失累計額を含む) | 38,997百万円 |
| 4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関5社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しています。
コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額 | 16,000百万円 |
| 借入実行残高 | 一百万円 |
| 5. 保証債務 | |
| 従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証 | 445百万円 |
| 参天製薬(中国)有限公司の金融機関からの借入金に対する債務保証 | 545百万円 |

(損益計算書に関するもの)

関係会社との取引高	
売 上 高	2,422百万円
仕 入 高	3,264百万円
その他の営業取引高	4,008百万円
営業取引以外の取引高	45百万円

(株主資本等変動計算書に関するもの)

自己株式に関する事項

	前事業年度末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,888,743株	5,772株	746株	1,893,769株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものです。
2. 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものです。

(税効果会計に関するもの)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,491百万円
税務上の繰延資産	2,197百万円
関係会社株式評価損	2,163百万円
賞与引当金	896百万円
関係会社株式投資損失引当金	424百万円
未払事業税	368百万円
たな卸資産評価減	363百万円
減損損失	270百万円
その他の引当金	241百万円
施設等入会金評価損	209百万円
役員退職慰労引当金	204百万円
その他有価証券評価差額金	167百万円
その他	661百万円
繰延税金資産小計	10,659百万円
評価性引当額	△2,962百万円
繰延税金資産合計	7,697百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△133百万円
繰延税金負債合計	△133百万円
繰延税金資産（負債）の純額	7,563百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内容

法定実効税率	40.4%
(調整)	
試験研究費等の税額控除	△7.1%
評価性引当額の増減	△2.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割等	0.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

(リースにより使用する固定資産に関するもの)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、点眼剤製造設備の一部があります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具・器具及び備品	合計
取得価額相当額	3,146百万円	355百万円	3,502百万円
減価償却累計額相当額	2,727百万円	220百万円	2,947百万円
期末残高相当額	419百万円	135百万円	554百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	425百万円
1年超	153百万円
合計	578百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	864百万円
減価償却費相当額	821百万円
支払利息相当額	18百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

6. オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年以内	1百万円
1年超	1百万円
合計	2百万円

(1株当たり情報に関するもの)

1. 1株当たり純資産	1,537円44銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりです。	
貸借対照表の純資産の部の合計額	130,905百万円
普通株式に係る純資産額	130,717百万円
貸借対照表の純資産の部の合計額と 1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額	188百万円
普通株式の期末発行済株式総数	86,916千株
普通株式の自己株式数	1,893千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	85,022千株
2. 1株当たり当期純利益	141円82銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。	
損益計算書上の当期純利益	12,056百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	12,056百万円
普通株式の期中平均発行株式数	85,011千株

(重要な後発事象に関するもの)

[米国メルク社とのライセンス契約]

当社は、平成21年4月10日、米国のメルク社と、緑内障・高眼圧症治療薬タフルプロストに関するライセンス契約を締結しました。

当契約の内容は次のとおりです。

- ① 当社は、西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権をメルク社に許諾します。
- ② 当社は、東欧、北欧、ドイツおよび日本を含むアジア諸国の販売権を引き続き所有します。
- ③ 当社は、本契約に基づき、契約一時金、マイルストーンおよび売上金額に応じたロイヤリティを受領します。
- ④ 当社は、ドイツ、ポーランドについては、メルク社から販売促進支援を受けるとともに、メルク社が米国で承認を得た際には、米国での共同販売促進の権利を受けることも可能です。

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社
取締役会 御中

平成21年5月1日

あずさ監査法人
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一 印
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社
取締役会 御中

平成21年5月1日

あずさ監査法人
指定社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一 印
指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、第96期中の取締役会で決議された内容の再検証と当社の実態を確認いたしました。子会社については、必要に応じて子会社監査を実施するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月11日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	水本 幸儀	印
監査役	加護野忠男	印
監査役	佐藤 康夫	印
監査役	宮内 英樹	印

(注) 監査役 加護野忠男、佐藤康夫、宮内英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

- 事業年度 ● 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 ● 6月
- 基準日 ● 定時株主総会 3月31日
● 期末配当金 3月31日
● 中間配当金 9月30日
- 単元株式数 ● 100株
- 公告方法 ● 電子公告
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
公告掲載URL： <http://www.santen.co.jp/jp/pn>
- 証券コード ● 4536
- 上場証券取引所 ● 東京証券取引所、大阪証券取引所
- 株主名簿管理人および
特別口座の管理機関 ● 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先 ● 〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
TEL 0120-094-777

[株式に関するお手續等について]

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手續につきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手續につきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行の本支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行の本支店でお支払いいたします。

お問い合わせ先

参天製薬株式会社 コーポレート・コミュニケーショングループ
〒533-8651 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
TEL 06-6321-7007 FAX 06-6321-8400
Eメール ir@santen.co.jp URL <http://www.santen.co.jp>



<http://www.santen.co.jp>



100%再生紙とアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。